

公的年金からの市民税・都民税特別徴収について (令和3年度版)

「公的年金からの特別徴収」とは・・・

公的年金等の所得に係る市民税・都民税を公的年金から天引きすることです。これは、徴収方法であり税額の算定方法ではありませんので、他の徴収方法と一年間に負担していただく税額に変わりありません。

また、市民税・都民税の公的年金からの特別徴収制度は、地方税法321条の7の2により全国的に定められているため、納税者の希望により徴収方法を選択することはできませんので、ご理解ください。

なお、公的年金の振込口座には、今回お送りしている納税通知書に記載の「市民税・都民税」が特別徴収された後の金額が振り込まれますが、この「市民税・都民税」は年金振込通知に記載されている「個人住民税」と同じものです。

市民税・都民税の納付方法について

納税通知書の1ページ「1 市民税及び都民税の合計年税額」に記載されています。

例)

合計年税額		30,000 円
給与からの特別徴収 (給与から差し引く税額)	15,000 円	合計年税額の内訳 (支払い方法別) ← お勤め先の給与から特別徴収(天引き)される金額 ← 支給される公的年金から特別徴収(天引き)される金額 ← 納付書払いもしくは口座振替で納付していただく金額 ※公的年金からの特別徴収が初年度の場合(2ページ)、または3月末までに転出された場合(4ページ⑤)、年金特別徴収税額の1/2がこちらに含まれます。
公的年金からの特別徴収 (年金から差し引く税額)	10,000 円	
普通徴収 (納付書支払いまたは口座から引落とす税額)	5,000 円	
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額	円	

公的年金から特別徴収される市民税・都民税は、公的年金等所得から計算された市民税・都民税のみとなります。前年中に給与など公的年金等以外の所得があった方は、その所得に係る市民税・都民税は、公的年金から特別徴収されず、普通徴収(納付書払いもしくは口座振替)または給与からの特別徴収となります。このため、公的年金からの特別徴収がある方で、普通徴収や給与からの特別徴収がある場合でも、二重にお支払いいただいているものではありません。

具体的な徴収方法について、次の例を参考にご説明します。

普通徴収の方法により徴収する額、および公的年金からの特別徴収の方法により徴収する額については、納税通知書の1ページ「3 徴収方法ごとの内訳」に記載されています。

①初年度の方(令和3年度より公的年金から市民税・都民税が徴収される方)

公的年金からの特別徴収は10月より開始されるため、公的年金に係る税額の2分の1については普通徴収で納めていただきます。

<例1> 公的年金に係る市民税・都民税が12万円の場合

- ① 12万円のうち2分の1にあたる6万円が、普通徴収の第1期と第2期に振り分けられます。
- ② 残りの2分の1は、10月から翌年2月の年金支給時に特別徴収されます。

普通徴収

期別	納期限	前回通知税額(円)	今回通知税額(a)(円)	充当額
第1期	令和3年6月30日		① 30,000	
第2期	令和3年8月31日		30,000	
第3期	令和3年11月1日		0	
第4期	令和4年1月31日		0	

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和3年 4月		
	6月		
	8月		
特別徴収	10月		② 20,000
	令和4年 2月		20,000

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度仮特別徴収	令和4年 4月	※ 20,000
	6月	20,000
	8月	20,000

※次年度の4月・6月・8月については、原則として前年度の公的年金等に係る年税額の6分の1の額が仮特別徴収として徴収されます。

※年金特別徴収の方は、原則4月以降も特別徴収が継続されます。 → 詳しくは3ページ

<例2> 年税額20万円のうち、公的年金に係る税額が12万円、それ以外の所得に係る税額が8万円の場合

- ① 公的年金に係る税額が<例1>と同様に振り分けられます。
- ② 公的年金以外の所得に係る税額が、普通徴収の第1期から第4期に振り分けられます。

普通徴収

期別	納期限	前回通知税額(円)	今回通知税額(a)(円)	充当額
第1期	令和3年6月30日		50,000	
第2期	令和3年8月31日		50,000	
第3期	令和3年11月1日		20,000	
第4期	令和4年1月31日		20,000	

	①年金の分	②その他の分
第1期	30,000円	20,000円
第2期	30,000円	20,000円
第3期	0円	20,000円
第4期	0円	20,000円

この例の場合、10月以降は普通徴収と公的年金からの特別徴収の二種類の方法で市民税・都民税を納めていただきます。

② 2年目以降の方（令和2年度から継続して公的年金から市民税・都民税が特別徴収される方）

公的年金に係る税額は原則として特別徴収されますが、4月から8月までの金額と10月から翌年2月までの金額に差が出る場合があります。

<例> 公的年金に係る市民税・都民税が24万円の場合

（令和2年度は、公的年金に係る市・都民税が12万円課税されていたとします）

① 4月から8月までの年金支給時に、前年度の年金税額から算出された2万円ずつが特別徴収されます（これを **仮特別徴収** といいます）。（12万円×1/2=6万円を3回に振り分け）

② 年税額（24万円）から、4月から8月まで特別徴収された税額（6万円）を差し引いた残り（18万円）が、10月から翌年2月までの年金支給時に特別徴収されます（これを **本徴収** といいます）。（24万円－6万円＝18万円を3回に振り分け）

公的年金からの特別徴収

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和3年 4月		20,000
	6月		20,000
	8月		20,000
特別徴収	10月		60,000
	令和4年 12月		60,000
	2月		60,000

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和4年 4月	40,000
	6月	40,000
	8月	40,000

※次年度の4月・6月・8月については、原則として前年度の公的年金等に係る年税額の6分の1の額が仮特別徴収として徴収されます。

③ 今年度の公的年金に係る年税額をもとに、翌年度の仮特別徴収税額が決まります。

（24万円×1/2＝12万円を3回に振り分け）

仮特別徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
$(\text{前年度分の公的年金に係る年税額} \times 1/2) \times 1/3$			$(\text{特別徴収年税額} - \text{仮徴収税額}) \times 1/3$		

※年税額は、収入金額だけでなく、扶養の状況や医療費控除などの金額によっても変わってきますので、毎年一定になるとは限りません。

③ 令和2年度に公的年金からの市民税・都民税の特別徴収が途中で中止された方

公的年金からの特別徴収は、年の途中で税額変更があった場合や、介護保険料の特別徴収中止等の理由により中止されることがあります。前年度に公的年金からの特別徴収が中止された方は、「①初年度の方」と同じ徴収方法になります。

④ 税額決定により、公的年金からの市民税・都民税の特別徴収が中止となる方

前年度より公的年金からの市民税・都民税の特別徴収が継続されていた方のうち、今回の通知書による税額決定により、特別徴収が中止となる場合があります。

<例> 令和3年度の公的年金に係る市民税・都民税が3万円の場合

（令和2年度は年金から12万円特別徴収されているとします）

① 前年度の税額決定時に、本徴収税額が決まり、同時に翌年度の仮特別徴収税額が決定します。

公例) 令和2年度納税通知書記載内容

徴収月	前回通知額(円)	今回通知額(円)
令和2年 4月		10,000 円
6月		10,000 円
8月		10,000 円
10月		30,000 円
12月		30,000 円
令和3年 2月		30,000 円

翌年度の公的年金より仮特別徴収により徴収する額および徴収年月

徴収年月(期別)	翌年度仮特別徴収税額
令和3年 4月	20,000 円
6月	20,000 円
8月	20,000 円

公例) 令和3年度納税通知書記載内容

徴収方法	徴収月	前回通知税額(円)	今回通知税額(円)
仮特別徴収	令和3年 4月		20,000
	6月		10,000
	8月		
特別徴収	10月		
	12月		
	令和4年 2月		

徴収方法	徴収月	今回通知税額(円)
次年度 仮特別徴収	令和4年 4月	
	6月	
	8月	

② 今年度は、年間の年金特別徴収税額が3万円となるため、令和3年6月の仮特別徴収税額が変更となります。

③ しかし、すでに6月の年金支給時に2万円を特別徴収しているため、超過分の1万円が還付となり、6月で特別徴収が中止となります。

還付通知書の送付時期については、2カ月ほどお時間をいただきますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

⑤ 1月から3月末に府中市から転出された方

8月までの仮徴収は継続されますが、本徴収はされません。

8月まで徴収された税額を差し引いた残りは普通徴収で納めていただきます。（第3期、第4期に振り分けられます）

なお、4月以降にご転出された方は本徴収まで継続となります。

【お問合せ先】

府中市市民部市民税課
電話 042-335-4441